

「令和3年度 本校の取り組み概要（別紙1）」

◎取り組み姿勢

「いじめは絶対許さない」「みんなちがってみんないい」「居場所づくり」「教職員全員による組織対応」「いじめの未然防止」「早期発見、早期対応、早期解決」

◎R2年度 年次計画

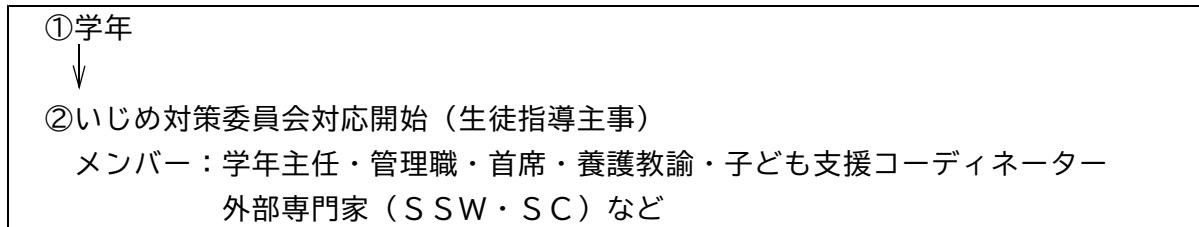
月	主な取り組み内容	
	子ども	教員
4月	<ul style="list-style-type: none">・集団づくり【学級開き】・部活動紹介、仮入部・命の授業【三年】	<ul style="list-style-type: none">・いじめの防止について説明(入学式)・いじめ防止基本方針について確認(教職員)・問題行動報告及び生徒の様子の交流 (googleにて通年で共有)
5月	<ul style="list-style-type: none">・学年目標、学級目標づくり・部活結成	<ul style="list-style-type: none">・保護者への相談窓口周知・生徒への相談窓口周知・いじめ対策会議
6月	<ul style="list-style-type: none">・生活アンケート並びにカウンセリング・いじめを許さない学年に【一年】・縦割りカラー抽選	<ul style="list-style-type: none">・カウンセリングに向けてヤングケアラー、 いじめのスクリーニング研修（職員会議）・いじめ対策会議
7月	<ul style="list-style-type: none">・修学旅行に向けて【三年】・情報モラル教育【一年】	<ul style="list-style-type: none">・いじめ対策会議
8月		<ul style="list-style-type: none">・スクリーニング研修
9月	<ul style="list-style-type: none">・集団づくり【体育祭・応援】・集団づくり【宿泊行事】【一、二年】	<ul style="list-style-type: none">・いじめ対策会議
10月	<ul style="list-style-type: none">・集団づくり【芸術祭に向けて】	<ul style="list-style-type: none">・いじめ対策会議
11月	<ul style="list-style-type: none">・生活アンケート並びにカウンセリング・命の授業【一年】	<ul style="list-style-type: none">・いじめ対策会議
12月	<ul style="list-style-type: none">・入学説明会並びに体験授業【小中連携】	<ul style="list-style-type: none">・いじめ対策会議
1月	<ul style="list-style-type: none">・命の授業【二年】	<ul style="list-style-type: none">・いじめ対策会議
2月	<ul style="list-style-type: none">・命の授業【三年】	<ul style="list-style-type: none">・学校自己診断アンケートの報告・いじめ対策会議
3月	<ul style="list-style-type: none">・生活アンケート並びにカウンセリング	<ul style="list-style-type: none">・いじめ対策会議

◎いじめ発見時の対応フロー（重大事態発生時は「重大事態対応フロー」参照）

いじめ対策委員会設置までの流れ

シグナル発見 ※いじめのシグナルとは、本人、保護者、まわりの子ども、教師の誰かがいつもとは違う、おかしいと感じること。

組織対応 ※担任一人で抱え込む時間を持たない。



確認のプランニング

①事実調査・確認方法の協議



②実施（聞き取り・アンケートなど）



③指導・支援方針のアセスメント（いじめの程度、人間関係、被害者の被害状況・支援、
加害行為の原因など）



④指導・支援方針のプランニング（被害者・加害者・周囲の子ども、他のクラスの子どもに対して）



⑤保護者に連絡（早期に）



⑥役割分担による実施



⑦その後、3ヶ月間観察



解消（客観的・主観的両方の解消が必要）

◎方針として

①生徒にいじめがあったときは、すぐにいじめ対策委員会を設置し、協議したことを職員朝礼、職員会議等で速やかに全体に報告し、共通理解のもと問題の早期解決を図る。

②定期的にいじめ対策委員会を開き、生徒の生活の実態を報告しあい、その内容を職員会議で報告し、全体の問題として共通理解を図る。

③専門家や関係機関との連携を積極的に図る。（SSW、SC等）

④いじめが解消しても、3ヶ月間観察を続け、本人（保護者）の思いと関係教員の客観的な見取りのもと、いじめ対応委員会で判断を行う。

◎重大事案への対応フロー

0. 重大事象とは

生徒や保護者からいじめにより下記のような事態に至ったという申立てがあった

①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき

②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

※（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合）

